

一般社団法人 投資信託協会  
会長 殿

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 多根 幹雄

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2020年11月末日現在）

資本金	100,000千円
発行可能株式総数	600,000株
(内訳)	
甲種類株式	500,000株
乙種類株式	320,000株
発行済株式総数	430,060株
(内訳)	
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	155,142株

(注) 乙種類株式 議決権を有しません。

※最近5年間の資本金の変動

2016年 3月28日	増資	6,500千円	(資本金 286,500千円)
2017年 2月24日	増資	5,000千円	(資本金 291,500千円)
2018年 7月25日	減資	191,500千円	(資本金 100,000千円)

b. 会社の機構

①経営体制

取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任又は在任取締役の任期満了時までとします。

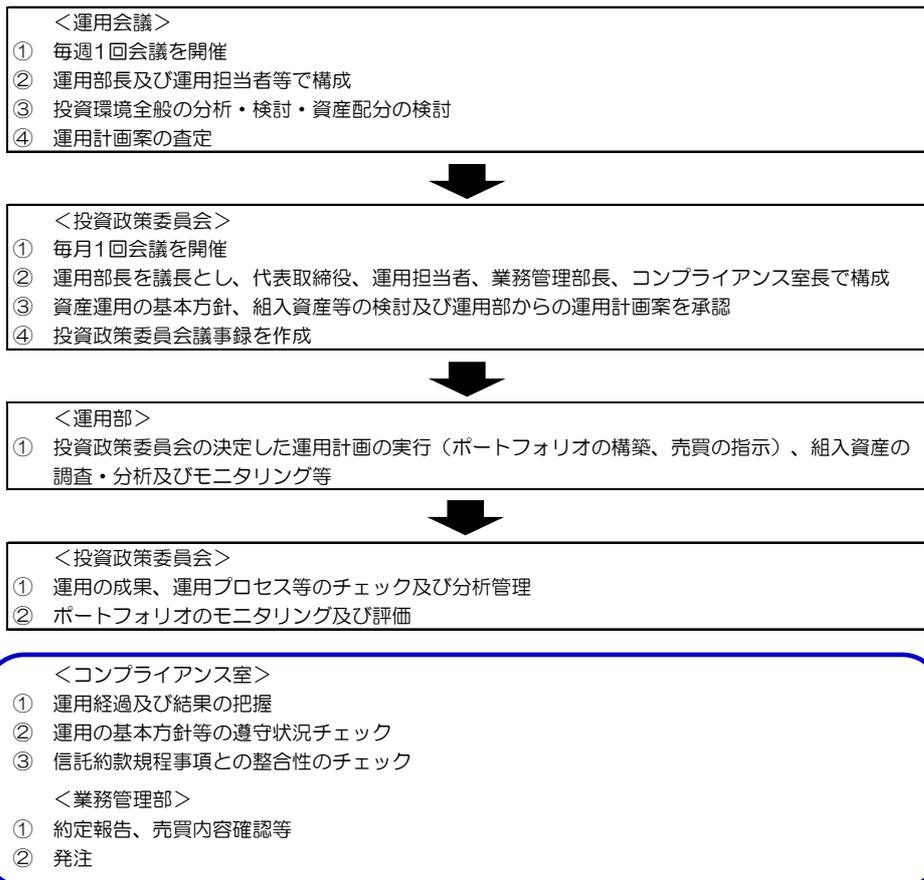
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。取締役会は、取締役の中から代表取締役を1名以上選定します。また、法令又は

定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

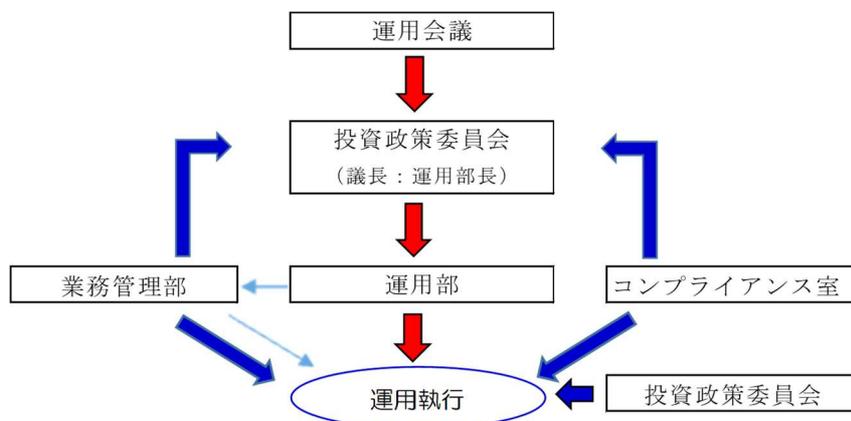
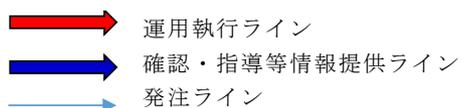
②会社の組織図



③投資運用の意思決定機構



(運用体制)



\*運用体制は2020年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

\*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

2020年11月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行っています。

商品分類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	3本	12,212,658,582円

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自 2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。
- また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度に係る中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間財務諸表については、イデア監査法人の中間監査を受けております。

#### 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 14 期事業年度 (2019 年 3 月 31 日)	第 15 期事業年度 (2020 年 3 月 31 日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	28,279	32,995
直販顧客分別金信託	31,100	31,100
前払費用	487	4,858
未収委託者報酬	9,040	9,086
未収還付法人税等	2,047	0
流動資産合計	70,955	78,041
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	786	723
器具備品	1,194	687
有形固定資産合計	1,981	1,411
無形固定資産		
ソフトウェア	1,755	739
無形固定資産合計	1,755	739
投資その他の資産		
投資有価証券	13,530	12,438
長期前払費用	360	6,520
敷金	3,290	3,290
繰延税金資産	2,307	78
投資その他の資産合計	19,489	22,328
固定資産合計	23,226	24,479
資産合計	94,181	102,521

負債の部

流動負債

預り金	※2	3,406	11,183
未払金		1,919	3,030
未払費用		592	-
未払法人税等		35	180
未払消費税等		2,236	1,581
賞与引当金		386	765
役員賞与引当金		1,035	1,158
流動負債合計		9,610	17,899
負債合計		9,610	17,899

純資産の部

株主資本

資本金		100,000	100,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△11,642	△10,866
利益剰余金合計		△11,642	△10,866
自己株式		△7,410	△7,410
株主資本合計		80,947	81,723

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		3,623	2,898
評価・換算差額等合計		3,623	2,898

純資産合計

負債・純資産合計

純資産合計		84,570	84,621
負債・純資産合計		94,181	102,521

【損益計算書】

(単位：千円)

	第 14 期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第 15 期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	93,666	96,269
営業収益合計	93,666	96,269
営業費用		
支払手数料	6,783	11,189
広告宣伝費	880	831
委託計算費	13,952	14,143
営業雑経費	8,260	8,696
通信費	3,862	4,445
印刷費	1,663	1,863
協会費	745	803
その他	1,989	1,583
営業費用合計	29,877	34,860
一般管理費		
給料	36,351	38,444
役員報酬	15,080	15,448
給料手当	11,260	13,490
賞与	1,484	1,314
役員賞与	2,834	1,993
法定福利費	4,270	4,272
賞与引当金繰入額	386	765
役員賞与引当金繰入額	1,035	1,158
交際費	81	1,192
旅費交通費	1,428	1,438
租税公課	228	204
不動産賃借料	5,647	5,769
退職給付費用	123	144
減価償却費	1,943	1,585
諸経費	8,945	10,087
一般管理費合計	54,749	58,866

営業利益	9,039	2,542
営業外収益		
受取利息	3	3
受取手数料	419	917
雑収入	493	100
営業外収益合計	915	1,021
営業外費用		
雑損失	11	10
営業外費用合計	11	10
経常利益	9,943	3,552
税引前当期純利益	9,943	3,552
法人税、住民税及び事業税	180	180
法人税等調整額	271	2,595
当期純利益	9,492	776

【株主資本等変動計算書】

第14期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	291,500	201,360	-	201,360	△413,995	△413,995	△7,410	71,454
当期変動額								
減資	△191,500		191,500	191,500				
準備金から剰余金への振り替え		△201,360	201,360					
欠損補填			△392,860	△392,860	392,860	392,860		
当期純利益					9,492	9,492		9,492
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△191,500	△201,360	-	△201,360	402,352	402,352		9,492
当期末残高	100,000	-	-	-	△11,642	△11,642	△7,410	80,947

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	4,412	4,412	75,867
当期変動額			
減資			
準備金から剰余金への振り替え			
欠損補填			
当期純利益			9,492
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△788	△788	△788
当期変動額合計	△788	△788	8,703
当期末残高	3,623	3,623	84,570

第15期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	△11,642	△11,642	△7,410	80,947	3,623	3,623	84,570
当期変動額合計								
当期純利益		776	776		776			776
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△725	△725	△725
当期変動額合計	-	776	776	-	776	△725	△725	51
当期末残高	100,000	△10,866	△10,866	△7,410	81,723	2,898	2,898	84,621

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15年

器具備品 4～15年

##### (2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1)賞与引当金

従業員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2)役員賞与引当金

役員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第 14 期事業年度 (2019 年 3 月 31 日)	第 15 期事業年度 (2020 年 3 月 31 日)
建物	153 千円	216 千円
器具備品	2,906 千円	3,413 千円

※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第 14 期事業年度 (2019 年 3 月 31 日)	第 15 期事業年度 (2020 年 3 月 31 日)
預り金	3,270 千円	11,038 千円

(損益計算書関係)

第 14 期事業年度	第 15 期事業年度
自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日	自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日
該当なし	該当なし

(株主資本等変動計算書関係)

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第14期事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	28,279	28,279	—
(2) 直販顧客分別金信託	31,100	31,100	—
(3) 未収委託者報酬	9,040	9,040	—
(4) 未収還付法人税等	2,047	2,047	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	13,530	13,530	—
資産計	83,998	83,998	—

(1)未払金	1,919	1,919	—
(2)未払費用	592	592	—
(3)未払法人税等	35	35	—
(4)未払消費税等	2,236	2,236	—
負債計	4,783	4,783	—

第15期事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	32,995	32,995	—
(2)直販顧客分別金信託	31,100	31,100	—
(3)未収委託者報酬	9,086	9,086	—
(4)未収還付法人税等	0	0	—
(5)投資有価証券			
その他有価証券	12,438	12,438	—
資産計	85,621	85,621	—
(1)未払金	3,030	3,030	—
(2)未払法人税等	180	180	—
(3)未払消費税等	1,581	1,581	—
負債計	4,791	4,791	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

第14期事業年度（2019年3月31日）

#### 資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬(4)未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

#### 負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第15期事業年度（2020年3月31日）

## 資産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬 (4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

## 負債

(1) 未払金 (2) 未払法人税等 (3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第14期事業年度（2019年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	28,279	—	—	—
直販顧客分別金信託	31,100	—	—	—
未収委託者報酬	9,040	—	—	—
未収還付法人税等	2,047	—	—	—
合計	70,467	—	—	—

第15期事業年度（2020年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	32,995	—	—	—
直販顧客分別金信託	31,100	—	—	—
未収委託者報酬	9,086	—	—	—
未収還付法人税等	0	—	—	—
合計	73,183	—	—	—

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第14期事業年度 (2019年3月31日)	第15期事業年度 (2020年3月31日)
敷金	3,290千円	3,290千円

\*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第14期事業年度(2019年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	13,530	8,074	5,456
	小計	13,530	8,074	5,456
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		13,530	8,074	5,456

第15期事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	12,438	8,074	4,364
	小計	12,438	8,074	4,364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,438	8,074	4,364

2. 売却したその他有価証券

第14期事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

第15期事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、123千円であります。

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、144千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第 14 期事業年度 (2019 年 3 月 31 日)	第 15 期事業年度 (2020 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	91,968	61,391
賞与引当金	129	257
繰延税金資産小計	92,098	61,648
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	△87,523	△60,103
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	-	-
評価性引当額小計(*1)	△87,523	△60,103
繰延税金資産合計	4,574	1,544
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,832	1,465
未収還付事業税	434	-
繰延税金負債合計	2,267	1,465
繰延税金資産の純額	2,307	78

(\*1) 評価性引当額が27,420千円減少しております。この減少の主な内容は、当事業年度末に税務上

の繰越欠損金の期限切れがあったためであります。

(※2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第14期事業年度（2019年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	30,577	24,321	17,822	7,744	6,855	2,218	2,429	91,968
評価性引当金	△26,132	△24,321	△17,822	△7,744	△6,855	△2,218	△2,429	△87,523
繰延税金資産	4,445	-	-	-	-	-	-	(b) 4,445

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

第15期事業年度（2020年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	24,321	17,822	7,744	6,855	2,218	2,429	61,391
評価性引当金	△23,033	△17,822	△7,744	△6,855	△2,218	△2,429	△60,103
繰延税金資産	1,287	-	-	-	-	-	(b) 1,287

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第14期事業年度 (2019年3月31日)		第15期事業年度 (2020年3月31日)	
法定実効税率	33.59%	法定実効税率	33.59%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.25%	交際費等永久に損金に算入されない項目	30.31%
住民税均等割	1.81%	住民税均等割	5.07%
税率変更による影響	2.05%	税率変更による影響	-
評価性引当額の増減	△46.16%	評価性引当額の増減	9.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.54%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.14%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	49,478	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	49,316	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ルネット(非上場)

（1株当たり情報）

	第14期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第15期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	198円22銭	198円34銭
1株当たり当期純利益	22円24銭	1円82銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第14期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第15期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	9,492 千円	776 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	9,492 千円	776 千円
普通株式の期中平均株式数	426,640 株	426,640 株
甲種類株式	274,918 株	274,918 株
乙種類株式	151,722 株	151,722 株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱いをしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 16 期中間会計期間末 (2020 年 9 月 30 日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		36,904
直販顧客分別金信託		31,100
未収委託者報酬		17,178
前払費用		4,648
未収入金		1,046
未収還付法人税等		0
流動資産合計		90,878
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		693
器具備品		498
有形固定資産合計		1,192
無形固定資産		
ソフトウェア		586
無形固定資産合計		586
投資その他の資産		
投資有価証券		15,524
長期前払費用		4,725
敷金		3,290
投資その他の資産合計		23,540
固定資産合計		25,318
資産合計		116,197

(単位：千円)

第 16 期中間会計期間末  
(2020 年 9 月 30 日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金 ※2		14,291
未払金		3,091
未払法人税等		90
未払消費税等		3,070
賞与引当金		552
役員賞与引当金		695
流動負債計		21,790
固定負債		
繰延税金負債		957
固定負債計		957
負債の部合計		22,748
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△4,088
利益剰余金合計		△4,088
自己株式		△7,410
株主資本合計		88,501
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		4,947
評価・換算差額等合計		4,947
純資産合計		93,449
負債・純資産合計		116,197

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 16 期中間会計期間	
(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	57,252
営業収益合計	57,252
営業費用	22,282
一般管理費 ※1	29,144
営業利益	5,825
営業外収益 ※2	1,047
営業外費用	5
経常利益	6,867
税引前中間純利益	6,867
法人税、住民税及び事業税	90
法人税等合計	90
中間純利益	6,777

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第16期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	△ 10,866	△ 10,866	△ 7,410	81,723
当中間期変動額					
中間純利益		6,777	6,777		6,777
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）		-	-		-
当中間期変動額合計	-	6,777	6,777	-	6,777
当中間期末残高	100,000	△ 4,088	△ 4,088	△ 7,410	88,501

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2,898	2,898	84,621
当中間期変動額			
中間純利益			6,777
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	2,049	2,049	2,049
当中間期変動額合計	2,049	2,049	8,827
当中間期末残高	4,947	4,947	93,449

## 注記事項

## （重要な会計方針）

	第16期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの・・・中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担

	額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

	第 16 期中間会計期間末 (2020 年 9 月 30 日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	246 千円
器具備品	3,602 千円
※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金	14,145 千円

(中間損益計算書関係)

	第 16 期中間会計期間 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日)
※1 減価償却実施額	有形固定資産 219 千円 無形固定資産 153 千円
※2 営業外収益の主要項目	助成金収入 1,046 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第16期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

#### 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期中間会計期間末（2020年9月30日現在）

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	36,904	36,904	—
(2)直販顧客分別金信託	31,100	31,100	—
(3)未収委託者報酬	17,178	17,178	—
(4)投資有価証券 その他有価証券	15,524	15,524	—
資産計	100,707	100,707	—
(1)未払金	3,091	3,091	—
(2)未払法人税等	90	90	—
(3)未払消費税等	3,070	3,070	—
負債計	6,251	6,251	—

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価格によっております。

## 負債

### (1) 未払金 (2) 未払法人税等 (3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額
敷金	3,290 千円

\*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

### (有価証券関係)

#### 1. その他有価証券

第16期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,524	8,073	7,450
	小計	15,524	8,073	7,450
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		15,524	8,073	7,450

### (デリバティブ取引関係)

第16期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

第16期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

第16期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	24,969	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第16期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	219円 3銭
1株当たり中間純利益金額	15円 88銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第16期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	6,777千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	6,777千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	151,722株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

以上

公開日 2020年12月7日

作成基準日 2020年11月27日

本店所在地 東京都中央区京橋三丁目3番4号

お問い合わせ先 コンプライアンス室

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原稿に記載された事項を電子化したものであり、その原稿は委託会社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月27日

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。